

青森県社協の 福祉サービス第三者評価 を受けてみませんか？

青森県社協の福祉サービス第三者評価は
福祉サービス事業者の皆様と共に
サービスの質の向上に取り組むことによって
利用者の皆様方の幸せな生活の実現を目指します！

県社協の評価の特徴

- 事業所へ担当職員を派遣し、自己評価の方法をお伝えします。
※旅費等は不要です。
- 評価調査者は福祉施設管理者や社協職員等、多様です。
- 評価内容をチェックポイント化して、わかりやすく解説します。
- 県社協ホームページ等に、わかりやすい内容で評価結果を公開します。
※基本情報の公表・満足度調査の結果等を公表しています。

【評価手数料】

No.	業務名	評価手数料	
		利用定員数 40人未満	利用定員数 40人以上
1	第三者評価基準 及びサービス内 容評価基準、利用 者等調査	1施設 350,000円(税別)	1施設 400,000円(税別)



社会福祉法人青森県社会福祉協議会 施設支援課 施設支援係
〒030-0822 青森市中央三丁目20番30号 県民福祉プラザ2階
TEL 017-723-1391 / FAX 017-723-1394
<http://www.aosyakyu.or.jp/>

福祉サービス第三者評価とは？

何らかの事情から福祉サービスの利用が必要となったとき、利用者自らが必要な事業所、施設を選ぶのはとても難しいと思われます。

また、調べるとしても、何を調べればいいのか、どうやって探せばいいのか、どの情報をあてにすればいいのかなど、悩んでしまうのではないのでしょうか。

本会が実施する福祉サービス第三者評価は、事業所自らがサービスの質の向上をめざし、利用者の皆さんがサービスを選択する際の目安となるよう、基準の評価項目はもちろん、各事業所のアピールポイントも公表させていただくものです。

公表されるのは**評価全体の講評、利用者調査の結果、事業評価の結果、改善計画**となっており、それぞれについてあらかじめ事業所が公表を同意した内容のみとなっています。また、評価結果に関する事業所の皆さんのコメントもあわせて公表しています。

福祉サービス第三者評価のメリット

福祉サービス第三者評価を受審するメリットとしては、以下のような点があげられます。

【組織として】

- ①各職員が組織人であることを意識し、自らの業務の理解に結びつく（**職場・業務の再点検**）
- ②職員間において、第三者評価に職員全員で取り組んだという達成感が得られる（**連携の強化**）
- ③職員全体で職場を良くしようという一体感が生まれる（**職場環境の整備**）
- ④管理者と職員のコミュニケーションが活性化する（**コミュニケーションの良化**）

【事業所として】

- ①客観的な視点でサービスを絶えず見直すことができる（**客観的な振り返り**）
- ②自分たちでは気付かなかったニーズを把握することができる（**気付きの促し**）
- ③自らサービスの改善状況を把握できるとともに、その状況を利用者に知ってもらい、安心して利用してもらうことができる（**信頼の構築**）
- ④評価内容を公表することで、セールスポイントをアピールすることができる（**PR効果**）

福祉サービス第三者評価の有効な活用方法

福祉サービス第三者評価は単に受審することのみを目的とするものではありません。

利用者調査及び事業評価の結果、講評の評価等を基に、受審された事業所において**公表結果の分析、解決の方法の模索、解決策の実施、振り返りを繰り返していただく**ことが最も大切なことです。

そのためにも、受審を一度だけとせず、受審を継続することで、上記のメリットのほかに事業所の最新の情報を利用者に提供したり、絶えずサービスの質の向上を図っていくことができます。

